

Internet Week 2009～H8 新しいドメイン名空間が拓く明日
新gTLD誕生に向けて

2009年11月25日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC) 理事

丸山 直昌

現在導入が検討されているTLD

- 新gTLD
 - 英数字gTLD(例:.internetweek)
 - IDN gTLD(例:.インターネットウィーク)
 - 当面のポリシー(基本方針)は決まり、導入手順を検討中(本講演の主題)
- IDN ccTLD
 - トップレベルドメインが国名かつ多国文字で表記されるもの
 - IDN: 国際化ドメイン名(英数字以外を含むドメイン名)
 - 例:.日本、.한국、.中国
 - 恒久的ポリシーは検討中、数年かかると想定される
 - IDN ccTLD Fast Track
 - 恒久的な導入手順制定前に最低限のものだけ導入する
 - 2009年10月30日ICANN理事会で承認、11月16日開始

gTLDの変遷

- 初期
- gTLD追加第1ラウンド(2000～2002)
- gTLD追加第2ラウンド(2005～2009)
- gTLD追加第3ラウンド(2010?～)

初期(1996年当時)

.com

.net

.edu

.org

.int

.gov

.mil

gTLD追加第1ラウンド

- 募集期間：2000/9/5～2000/10/2
- いずれも2000年決定、2001～2002年利用開始
- 追加されたTLD
 - .biz（2001年5月）
 - .info（2001年5月）
 - .name（2001年8月）
 - .pro（2002年5月）
 - .museum（2001年10月）
 - .aero（2001年11月）
 - .coop（2001年11月）

gTLD追加第2ラウンド

- 募集期間：2003/12/15～2004/3/16
- 2005年に承認されたTLD
 - .jobs（2005年4月）
 - .travel（2005年4月）
 - .mobi（2005年6月）
 - .cat（2005年9月）
- 2006年に承認されたTLD
 - .tel（2006年5月）
 - .asia（2006年12月）
- 承認待ち
 - .post

第3ラウンド開始に向けて

- 第1、第2ラウンドでの反省
 - 第1ラウンドは試験的に実施する(proof of concept)ということになっていた→しかし評価がうまくいかず
 - 第2ラウンドはsponsored TLDに限定
 - 論争が少なくて済むため
- 本格的な導入計画の必要性
 - ポリシー策定プロセス(PDP)開始
 - Issue Report公開(2005年12月5日)

第3ラウンドのための検討経過

- **2005**

- 12月 PDP-Dec05開始 (=Issue Report公開)

- **2007**

- 9月 GNSO最終報告書がGNSO評議会で承認、理事会へ送付
 - 理事会は実装可能かどうかを調べるよう事務局に指示

- **2008**

- 6月 GNSO最終報告書を理事会が承認
 - ICANN事務局より導入可能という回答が得られたため
- 10月 申請者向けガイドブック案(DAG)第1版発行 (12月15日まで意見募集)

第3ラウンドのための検討経過(続)

- **2009**

- 2月 DAG第2版発行(4月13日まで意見募集)
- 7月 ニューヨーク、ロンドンで“Live Consultation”を開催
- 7, 8月 香港、アブダビで“Live Outreach”開催
- 10月 DAG第3版発行(11月22日まで意見募集)
- 11月 サンパウロ、ブエノスアイレスで“Live Outreach”開催

- **2010**

- DAG第4版発行予定
- DAG最終版発行予定？
- 新gTLD申請受付開始？

GNSO最終報告書の概要

- 原則
 - a. 新gTLDは秩序正しく、時宜を得た、かつ予測可能な方法で導入されるべきである
 - b. 運用基準はレジストリ契約中の契約条件に提示されるべきである
- 勧告
 - c. 文字列評価プロセスは、国際的に認識される法原則の下で、他者の既存の法的な権利を侵害してはならない
 - d. ICANNは新トップレベルドメインの導入を可能にするプロセスを実装しなければならない
 - e. 新gTLDレジストリ評価・選定手順は公平・透明・無差別原則を尊重すべき
 - f. 文字列は一般的に受け入れられている公序良俗に関する法的基準に反してはならない
 - g. 客観的かつ計測可能な基準を使った、明解で事前に公開された申請プロセスが存在しなければならない
 - h. 紛争解決および異議申立プロセスはプロセス開始前に規定しなければならない
 - i. 申請者はレジストリ運営にあたり技術的な能力を示さなければならない
- 実装ガイドライン
 - j. 文字列の競合が起こった際は、申請者は次のことを行ってもよい
 - あらかじめ決められた期間内に両者で競合を解決
 - 相互の合意に達しない場合は、一方の当事者によるコミュニティに対する支援を、その申請に優先権を与える理由とする。そのような主張がなく双方の合意がない場合は、効果的な競合解決を可能にするべくプロセスが導入される。
 - 最終決定を下すことに、スタッフ及び専門家パネルからの助言を得てICANN理事会を利用してもよい。

申請者向けガイドブック案(DAG)第3版の概要

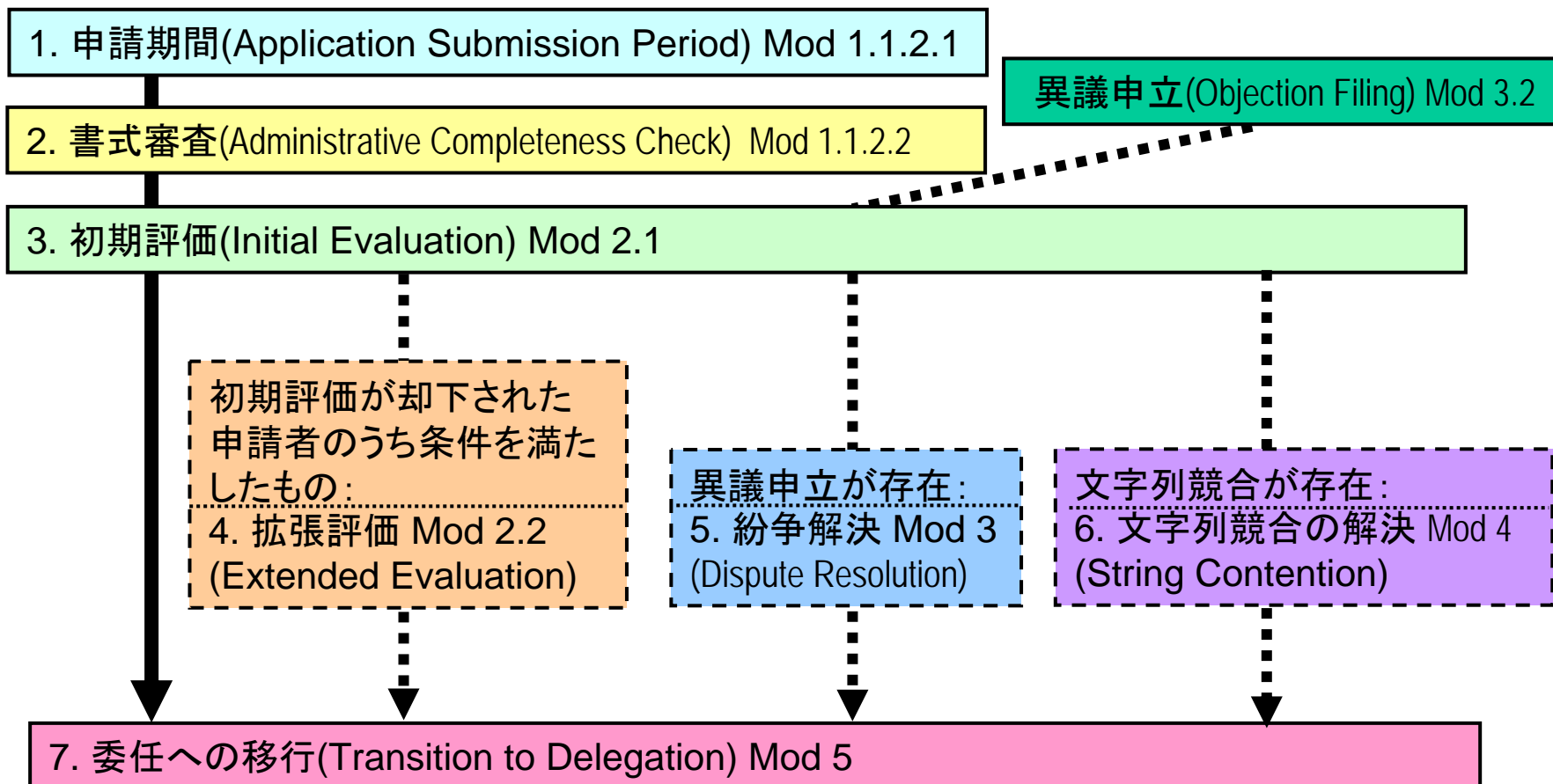
- DAG: Draft Applicant Guidebook
- 内容
 - 前文(Preamble): 新gTLDプログラムの背景
 - モジュール1: gTLD申請プロセスの紹介 (勧告d.)
 - モジュール2: 評価手続き (勧告e, i.)
 - モジュール3: 紛争解決手続き (勧告c, f, h.)
 - モジュール4: 文字列競合の解決手続き (ガイドラインj.)
 - モジュール5: 委任(註)までの手続き (勧告i.)
 - モジュール6: 契約条件 (原則b.)

註:ここでの「委任」はDNS的な委任、つまり当該TLDのネームサーバー情報をDNS root zoneに書き入れること (delegation of the new gTLD into the root zone)を意味する

Mod1 全般的な説明

- 申請から委任までの流れ(1-1)
 - オンライン申請システム(TAS)の利用、申請期間、申請処理手順、処理時間見込み、一般の意見の役割、考えられる申請シナリオ
- すべての申請者への情報(1-2)
 - 資格、必要書類
 - コミュニティーに基づく(community-based)申請、標準(standard)申請
 - どちらの申請であるのか、申請時に選ぶ。後で変更できない。
 - 技術上の注意
 - 情報の訂正
 - High Security Zone認定(任意)
- IDNの申請に関する情報(1-3)
- 申請方法(TAS)、書式(1-4)
- 料金(1-5)

新gTLD申請フロー(概略図) (Mod1-1-2)



トータルで要する時間は最短で8ヶ月、長いものでは19ヶ月とICANNは見積もっている(1.1.2.9)

Mod1についての注意事項

- 必要書類の提出は原則すべてTAS経由(1.4)。
- 申請料金はUSD 185,000(1.5.1)。
 - 第一ラウンドの落選者が同じ文字列で申請する場合の割引制あり(1.5.1)。
 - 途中取り下げの場合の一部払い戻しあり(1.5.1)。
 - 審査の行方によっては追加の費用発生あり(1.5.2)。
- 書式審査を通った申請書の主要部分は公開される(1.1.2.2)。同時に意見募集期間も開始される(1.1.3)。
 - 申請処理に関わる人たちが情報を得るため。寄せられたコメントは、初期評価、拡張評価の評価者や紛争処理機関(DRSP)に届けられ、参考にされることもある(1.1.3)。
 - 第三者が異議申立をするための情報を得ることができる(講演者の見解)。
 - 意見提出(public comment)と異議申立の違い(1.1.3)

Mod2 評価手順

- 初期評価(2.1)
 - すべての申請者が受ける(Mod2前文)
 - 初期評価が終了した段階で評価結果を公開(1.1.2.3)
- 拡張評価(2.2)
 - 初期評価に合格しなかった申請者が受けることができる(Mod2前文)
 - 受けずに申請を取り下げれば一部返金(2.1.4, 1.5.1)
- 評価に参加する人たち(2.3)
 - パネリストの役割(2.3.1)
 - 選任方法(2.3.2)
 - 行動規範(2.3.3)
 - 利益相反(2.3.4)
 - 通信方法(2.3.5)

初期評価(2.1)

- 文字列の評価(2.1.1)

- 類似性(2.1.1.1) String Smilarity panelが判断

- 既存TLDおよび予約名 → 類似ならば申請は却下
- 他者が申請した新gTLD文字列 → 類似ならばMod4の手順へ
- IDN ccTLD として申請された文字列 → 類似ならばMod4の手順へ

- 予約名は申請システムによって弾かれる(2.1.1.2)

- DNSの安全性・安定性を脅かさないか(2.1.1.3)

- 地理的名称であるかどうか(2.1.1.4)

- 地理的名称パネル(GNP)が判定(2.1.1.4.3)

- 国・地域 (ISO 3166-1)、郡・省・州 (ISO 3166-2)、市、大陸、国連地域の名称の申請には、政府もしくは公的機関が支持もしくは反対しないことを記す文書が必要(2.1.1.4.1, 2.1.1.4.2)

初期評価(2.1)(続)

- 申請者に関する評価(2.1.2)
 - レジストリを運営するに当たっての次の能力について評価
 - 技術面／運用面(2.1.2.1)
 - 専任の技術パネルによって行われる(2.1.2.3)
 - 財政能力(2.1.2.2)
 - 専任の財政パネルによって行われる(2.1.2.3)
- レジストリサービス評価(2.1.3)
 - 予定しているレジストリサービスがインターネットの安全と安定性の観点から問題がないかの評価
 - 「レジストリサービス」の定義は2.1.3.1にあり

初期評価に要する期間(1.1.2.3)

- 約5ヶ月
- 申請数が多い(400に達する場合)、さらに1～3ヶ月延びることがある

拡張評価(2.2)

- 初期評価不合格通知受領後暦日15日以内に意思表示すれば受けられる
 - 技術・運用面と財政能力の拡張評価(2.2.1)
 - 合格点に達しなかった項目について、オンラインで追加の説明(clarification)
 - 初期評価とは別のパネリストを希望することもできる
 - 追加費用なし
 - DNS安定性の拡張評価(2.2.2)
 - DNS Stability Panelが評価
 - 追加費用なし
 - 地理的名称の拡張評価(2.2)
 - 追加費用なし(それ以上の説明はない)
 - レジストリサービスの拡張評価(2.2.3)
 - 追加費用発生
 - Registry Service Technical Evaluation Panel(RSTEP)が評価

期間は約5ヶ月を想定、ただし申請数が多い場合は延長される可能性あり

Mod3 紛争解決手続

- 申請に対する第三者からの異議申立の処理方法
- 申立理由の種別(3.1.2, 3.4)
 - 文字列の混同による申立(String Confusion Objection)(3.1.2.1, 3.4.1)
 - 法的権利に基づく申立(Legal Rights Objection)(3.1.2.2, 3.4.2)
 - 公序良俗に関する申立(Morality and Public Order Objection)(3.1.2.3, 3.4.3)
 - 公益を代弁する “Independent Objector” をICANNが新gTLD予算で確保(3.1.5)
 - コミュニティからの申立(Community Objection)(3.1.2.4, 3.4.4)
 - standard 申請にもコミュニティからの申立が行われる可能性がある
- 申立先(3.1.3)
 - 紛争解決サービスプロバイダ(DRSP)へ直接行う
- 申立期限(3.1.3)
 - 公表(ICANNが?)する最終日(the posted deadline date)まで

Mod3 紛争解決手続(続)

- 申立一覧の公表と定期更新(3.2.1)
- 申立一覧にすべての申立が載ったとICANNが通知すると、DRSPは30日以内の答弁書の提出を要請する。(3.2.3)
- DRSPから提出要請から30日以内に申請者は答弁書を提出し、費用を支払わない限り「負け」となる(3.1.4, 3.2.4)
 - 和解、仲裁(3.1.4, 3.3.3)という選択肢も示されているが、結局どちらかが取り下げるしかないので、殆ど無意味。
- 申立書・答弁書は英語で記述、電子的方法で提出(3.2.1, 3.2.3)
 - 5000語、20ページ以内
- 費用(3.2.2, 3.2.4, 3.3.7)
 - 手続きに要する費用は、両者が前払いする
 - 勝った方は返金され、負けたほうがコストを負担する

文字列の混同による申立(3.1.2.1, 3.4.1)

申立理由	申請文字列が既存のgTLDもしくは他に申請されているgTLD文字列に誤認混同を引きおこすほど類似している
申立者	既存のTLD運用者もしくは他の新gTLD申請者が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	International Centre for Dispute Resolution (ICDR)
パネル	パネリスト1名
料金	固定料金となる見込み

法的権利に基づく申立(3.1.2.2, 3.4.2)

申立理由	申請文字列が申立者の既存の法的権利を侵害する
申立者	権利者が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	The Arbitration and Mediation Center of the World Intellectual Property Organization (WIPO)
パネル	パネリスト1名
料金	固定料金となる見込み

公序良俗に関する申立(3.1.2.3, 3.4.3)

申立理由	申請文字列が国際的な法の原則に基づく公序良俗に反している
申立者	制限なし (ただし取るに足らない申立の早期終結のため、「迅速な調査」の対象となる)
紛争処理機関 (DRSP)	International Chamber of Commerce (ICC、国際商業会議所)
パネル	パネリスト3名
料金	時間単位の課金となる見込み(見積りで請求、追加課金もあり得る)

コミュニティからの申立(3.1.2.4, 3.4.4)

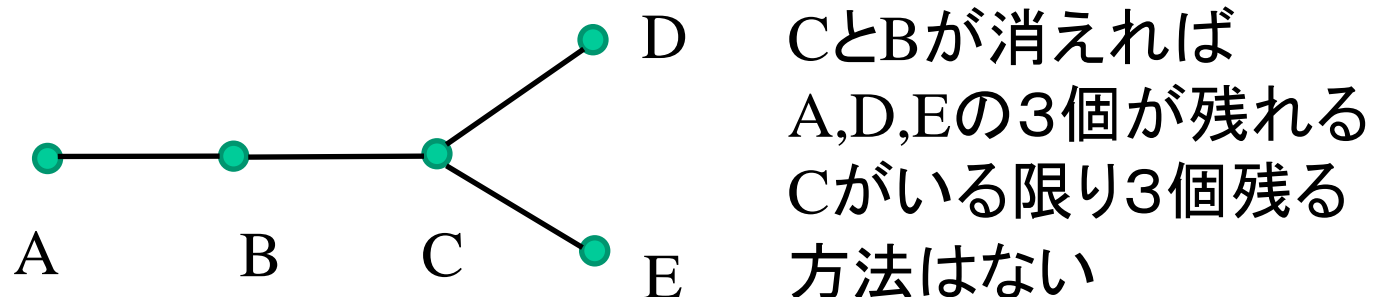
申立理由	申請文字列が対象としているコミュニティの大部分から申請文字列に対して反対がある
申立者	既存の団体(Established Institution)が申立できる 申立する団体は、世界的な認知度、存続期間、組織が存在することの証明等を提出しなければならない
紛争処理機関(DRSP)	International Chamber of Commerce (ICC、国際商業会議所)
パネル	パネリスト1名
料金	時間給の課金となる予想

Mod3 紛争解決手続 — 考察

- 各申請者は、申請費用を無駄にしたくないので、紛争処理に持ち込まれそうな文字列は避けるであろう。
 - 従って申立件数はそれほど多くはならないと考えられる。
 - 考え得る可能性は
 - 申請者同士の文字列の類似 → Mod4の処理へ
 - 予期していなかった企業・団体との商標・商号の類似
 - 予期していなかったコミュニティー名との類似
 - 予期していなかった外国語の卑猥な言葉との類似
 - 「アビスビール」はロシア人が聞いたらどう聞こえるか？
 - インドネシア・バリ島の「キンタマーニ」は？
- くらいで、一番目の例以外は第3ラウンドで大きな問題にはならないと思われる。

Mod4 文字列競合

- 文字列の競合 (String Contention) (4.1)
 - 同一もしくは類似の文字列の申請が2つ以上ある場合
- “contention set”の決定(4.1.1)
 - Direct contention: 同一または互いに類似な二つの申請
 - Indirect contention: direct contention の鎖で結ばれた二つの申請
 - 一つの申請とdirect 或いはindirect な contention にある申請全部の集合(set)



Mod4 文字列競合(続)

- Contention Setsの公表(4.1.1)
 - ICANNは初期評価終了までに公表し、必要に応じ更新する
- 他の評価や紛争解決が全て済んで、Contention Setが無くなれば、審査は完了
- 評価や紛争解決によらずとも、自主的に誰かが申請を取り下げてもよい。競合する申請者同士で話し合い、取り下げによってContention Setを無くすことを勧める(encourage)。(4.1.3)
- それでも競合が解消しない場合の解決策は
 - コミュニティ優先評価(Community Priority (Comparative Evaluation))(4.2)
 - オークション(Auction(4.3))

コミュニティ優先評価(4.2)

- 同一Contention Set内のCommunity-based TLD申請者だけが選択できる。ただし供託金を出す。(4.2.1)
 - コミュニティとしての質の高さを16点満点で評価。14点以上を合格とする。(4.2.3)
 - 合格者が他の合格者と direct contention を持たなければ、Mod4は通過。(4.2.2)
 - 合格者同士でdirect contentionがあれば、それら合格者間でオークション。(4.2.2)
 - 上記いずれでもMod4通過者ができれば、通過者とdirect contentionを持つ申請者(standard申請者も含む)は落選。(4.2.2)
- Community-based TLD申請者はこの優先評価を受けられる点でstandardより有利に見えるが、14点取れなければ、結局standardと同じと言える。

オークション (4.3)

- 値段が吊りあがって脱落者が出、direct contentionが無くなれば終わり(一者に絞る必要はない)(4.3.1)
 - オークションの収入は、ICANNの予算とは分けてコミュニティ用の資金として取っておく(4.3の脚注)
 - 新gTLD登録関連またはそれ以外の分野が想定されている
- オークション勝者の失格(4.3.2)
 - 20営業日以内の支払いの不履行
 - 90日以内の契約締結の不履行
- 失格者が出た後の処理(4.3.3)

Mod5 委任への移行

- 新gTLDの委任前に
 - ICANNとのレジストリ契約(5.1, 4.3.2も関係)
 - 委任前の技術的チェック(5.2)
- ルートゾーンへの委任はICANN理事会の承認が必要(5.2.1)
- レジストリ契約が定める期間内に技術的要件が満たされなければ、ICANNはレジストリ契約を終了することも可能(5.2.1)

実装過程で浮かび上がってきた論点

1. 商標権保護
2. レジストリ・レジストラ分離
3. ルートゾーンスケーリング
4. 悪意の運用への対策

1. 商標権保護 — IRTの結成

- 2009年3月6日 ICANNメキシコシティ会議で実装勧告チーム(IRT)設立
 - 商標権保護に関する懸念を検討するために設置
 - 理事会よりGNSOを飛び越して直接(GNSO傘下の)知的財産権関係者部会に指示したように見える
- 2009年4月1,2日 IRTワシントン会合
- 2009年4月24日 IRT最終報告書案公開(5/24まで意見募集)
- 2009年5月11-13日 IRTサンフランシスコ会合
- 2009年5月29日 IRTからの勧告について最終報告書案完成
 - その後意見募集を経てICANNシドニー会議で報告(6/24)
- 2009年10月7日 意見募集内容要約を公開
 - コメントの要約のみで、分析や方向性は示されていない
 - 現時点では次に進めるような合意は得られていないように見える

1. IRTからの勧告内容(1)

- IP Clearinghouse
 - 商標権者からの申請(有料)によって作成されるデータベース
 - すべての新gTLD運用者(及びレジストラ)が利用
- Globally Protected Marks List (GPML)
 - ある数以上の各国の商標登録機関に登録されている商標のリスト
 - かつて失敗に終わった「著名商標リスト問題」の再現に見える
 - トップレベル名、第二レベル名両方の登録制限に使われる
- IP Claims
 - 登録商標で、GPMLにないものに適用される

1. IRTからの勧告内容(2)

- Uniform Rapid Suspension (URS)
 - 現状のUDRPよりも早い対処を目指す
 - 中立の裁定者の決定により、DNSレコードのredirectを実施
 - 当該ドメイン名は凍結され、登録者は事実上使えなくなるが、移転は行わない
 - 問題を起こした申立人は一年間使用禁止
 - redirectの解除を申し立てる権利は保障する
 - 判断条件に議論の余地
 - 解除を決定する場合には、redirect中の損害をどう補償するか

1. IRTからの勧告内容(3)

- 登録後紛争解決メカニズム(Post-Delegation Dispute Resolution Mechanism)
 - レジストリによる不正な登録運営への対策
 - 例えば、リンゴ農家コミュニティTLD「.apple」が、computer.appleやsoftware.appleの登録を許す、など。
 - ICANNの外に中立な第三者機関を設置
- Thick Whoisの利用義務付け
 - 登録者情報をレジストリに持たせる
- 申請文字列の初期評価の改善
 - アルゴリズムを利用し文字列の混同について評価
 - 文字列の意味や発音も考慮する

2. レジストリ・レジストラ分離

- これまでレジストリはどのレジストラからも中立であることを求められてきた。
- 2009年に入り、新gTLDの議論に絡んで、この制限を緩めることを求める意見が出てきた。ICANN会合でこの問題を議論するセッションも何回か設けられた。
- 多くのレジストラが新gTLDに応募しようとしていることが関係している模様。
- かなり大きな政策変更とも思われるこの議論が新gTLD問題に便乗した形で出てきたことは、新gTLD導入をさらに遅延させる要素とならないか？

3. Root zone scaling study

- 新gTLDおよびIPv6, DNSSECなどの追加によるDNSルートゾーンへの影響調査
 - 調査事項案を公開(2009/5/5)、その後意見募集(~7/31)
 - 外部専門家に調査委託
 - 2009年9月18日付で調査報告書公表
 - 骨子
 - 12~24ヶ月の期間内にDNSSEC、またはその他(新gTLD、IDN ccTLD、IPv6を含む)のどちらかを追加することは可能だが、両方は無理
 - DNSSECとその他のどちらを導入するかとなれば、DNSSECである
- ➡ この内容をICANNが取り入れるとすると、DNSSEC導入を優先し、新gTLDの導入が遅れる可能性

4. 悪意の運用への対策

- 新gTLDの運用者が悪意の運用をやって問題を起こすのではないか？
- 現在レジストラには悪いやつが沢山いる。レジストリまでそうなっては困る？

まだまだ続く？

このような動きをある人は

Throwing a monkey wrench to the work.

と表現した。まだまだ前途多難ということでしょうか。

(終わり)